

感染拡大予防に対する取り組み

(第一報)

令和2年6月

大阪行岡医療大学

目次

1. はじめに	3 - 4
2. 授業再開における対策・注意事項について	4
3. 大学の対策	4 - 6
3 - 1. 全体の取り組み	
3 - 2. 健康チェックについて	
3 - 3. 消毒・掃除・廃棄等について	
3 - 4. トイレについて	
4. 学生の対策	7 - 8
4 - 1. 登下校時について	
4 - 2. 学内の行動について	
4 - 3. 休憩時間・昼食時の施設使用および制限について	
4 - 3 - 1. 休憩・昼食時の使用教室について	
4 - 3 - 2. 一時的に利用可能な教室について	
4 - 3 - 3. 昼食時のみ使用禁止の教室について	
5. 再開までに必要な物品等	8
6. その他	8-9

1. はじめに

臨時休校の解除について（5月15日通知）

行岡保健衛生学園

学生各位

5月14日、第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、大阪府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方（大阪モデル）を踏まえ、5月16日以降、これまでの施設の使用制限の要請等の一部を解除することが決定されました。

それに伴い、大学・専門学校について、府が定める感染拡大予防にかかる標準的対策を遵守することを条件に施設の利用制限が解除されました。

なお、授業等の再開に際し、大阪府が策定した「感染拡大予防にかかる標準的対策：専修学校・大学等」に基づき、今後の登校日や授業再開の方法等を検討いたします。具体的な内容が確定次第、本HPページ及び各学科から発信・通知いたしますので、必ずご確認ください。

（行岡保健衛生学園ホームページ 2020年5月15日）

本学は、文部科学省が定めた学校等の取扱い、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」、5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、学生が学ぶことができる環境を作っていく。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

「令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定」より

さらに、大阪府が定めた「大阪府感染防止マニュアル」に従い、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、通学帰宅時および校内における学生のみならず教職員の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そ

のリスクに応じた対策を図る。

接触感染のリスク評価として他者と共有する物品やドアノブ等手が触れる場所と頻度を特定する。特に、高頻度の接触が考えられる部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバー等)には注意する。

飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、学内で飲食する場をどこにあてるか等を評価し検討する。

大阪府感染拡大予防にかかる標準的対策大学等(大学・各種学校等)

令和2年5月15日更新より

以上の政府および大阪府が定める標準的対策を遵守し感染拡大予防対策を講じる。

2. 授業再開における対策・注意事項について

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学内教育活動を再開し、学生が学習できる環境を整える。本学も前項の政府および大阪府が示す感染拡大予防対策を踏まえ、**3つの密(密閉・密集・密接)**を徹底的に避けるとともに**新しい生活様式(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い)**の実践を一人ひとりの基本的感染対策として取り入れるだけでなく、地域の感染状況や大学関係者の感染者情報についても**大阪コロナ追跡システム(近所の感染事例を地図でチェック、追跡できる機能)**を活用し速やかに情報共有を行う。そのなかで情報通信技術(ICT)を最大限活用するとともに、授業を複数のグループに分散しそれぞれが限られた時間、日において登校する機会を設ける等、段階的に教育活動を再開していく。

以下に本学の感染拡大防止について①大学の対策、②学生の対策を明記し、全ての学生が平等に教育を受けられることを目的に対策を講じる。

3. 大学の対策

3-1 全体の取り組み

- 3密の回避に加えて新しい生活様式を取り入れる等、政府および大阪府が定める感染拡大防止対策等におけるガイドラインを遵守する。
- 原則、自宅を出る時点から帰宅するまでマスクをつける。

- 症状がなくてもマスクを着用する。
- こまめな手洗いを徹底する。
 - 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。
- 教壇から学生までの距離を開ける。
 - 最前列を空けることで2m（最小 1m）確保する。
- 一教室当たりの人数を少なくする。
 - 教室内における全座席の 1/2 までの人数で行う。
- 教室内の密を防ぐ工夫をする。
 - 一席に対して四方または交互に空席を設けた配置を設定する。
- 机や椅子等学生が共通に触れる物の清拭に留意する。
- 飛沫が飛ぶ可能性の高い授業や人と人が接触するような活動等は対策を講じる。
 - 発表・報告会等
- 学生の学内滞在時間を最小限にする。
 - 最終授業後 30 分以内に帰宅させる。
 - * 個別対応が必要な場合は 1 時間以内で延長を許可する。
- 教職員と学生の対話は距離を確保する。
 - 換気をしたうえで間隔（できるだけ 2m を目安に（最小 1m））が確保でき、対面は避け 1 つ飛ばしで交互に座る等 3 密にならないような工夫をする。
 - * アクリル板・透明ビニールカーテン等が用意できる場合は利用する。
- 休憩時間および昼食時等、教職員および学生同士の会話は必要最小限とする。
- 休憩および昼食等で外出する際は、少人数（5 名まで）で行動し 3 つの密と新しい生活様式の基本的感染対策を遵守し感染者集団（クラスター）発生を防ぐ。
- 大学における演習授業（学内実習等）には万全の注意を払う。
 - リスクが高いと考えられるため、少人数で滞在時間が短くなるような工夫をする。
- 学内放送および主要な場所にポスターを掲示し注意喚起を促す。

3-2 健康チェックについて

- 毎日の体温チェックの確認・実施をする。
 - 教職員および全学生に対して、自宅で検温したうえで登校するようにする。
- 教職員および全学生に健康チェックを実施する。
 - 再度健康チェック表を渡して自己管理を継続する。
- 発熱のある教職員および学生の登校制限を行う。
 - 教職員および学生は授業開始前までに事務局へ連絡する。
 - * 軽度な発熱であっても咳・咽頭痛等の症状がある者は登校しない。

また、①発熱やのどの痛み・咳が長引く（解熱剤を飲み続けても4日以上続く）、②強いだるさや息苦しさ、③嗅覚・味覚障害がある場合、④濃厚接触者および発症者との接触が確認された場合は、速やかに最寄の診療所・保健所へ連絡させる。

* 自宅での検温を忘れた場合は事務局で検温する。

- 登校後に発熱を確認した場合の対応。

→ 発熱者を再度体温計等で特定しすぐに医務室に搬送する（個室で対応する）。

その後、事務局へ連絡する。事務局は大学本部に報告する。

- 発症が疑われる場合の対応。

→ 万が一感染者が発生したときに備え「大阪コロナ追跡システム」の活用をすすめる。

- 個人情報の取り扱いに十分注意しながら名前等の個人情報を適正に管理する。

→ 事務局で収集し、学生委員会で管理する。

* 学生に陽性者を確認、かつ大学内に当該陽性者に係る濃厚接触者が存在する場合は授業を中止するとともに休校等の対策を講じる。

* 別紙（学内における感染対応フロー図（学生用、教職員用））

3-3 消毒・掃除・廃棄等について

- 石けん、手指消毒用アルコール、界面活性剤含有の洗浄剤等を常備する。
 - ポスターを各トイレ周辺に貼る（手指消毒および手洗い方法）。
 - 大学の出入口および各教室の出入口に手指消毒用アルコール等を設置する。
 - 教室をはじめ大学内すべての部屋の換気（2つの窓を同時に開ける等）を徹底する。
 - 複数の人の手が触れる場所は適宜消毒する。
 - マスクを外した後は、必ず手を洗い手指消毒用アルコールで消毒する。
 - ゴミ（※特に鼻水、唾液等が付着したものは、袋に入れ密封した状態で捨てる）。
- 極力持ち帰るようにする。

3-4. トイレについて

- 全てのトイレに速乾性手指消毒剤を常備する。
 - 原則として、教職員室および授業教室の最寄のトイレを使用する。
- * 学内における人の行き来を最小限にする。

4. 学生の対策

4-1. 登下校時について

- 毎朝体温を測り、発熱がないことを確認してから登校すること。
- 発熱、咳、くしゃみ、下痢等の症状がある場合は登校を控えること。
- 登下校時は咳エチケットを守り、登下校後には手洗い、うがいを励行する。
- 人と人の距離をとることや、1 m以内に近づいての対面での会話等を極力避けるようにし、感染防止に努める。
- 登下校時に電車・バス等の交通機関を用いる場合は、マスク着用により感染予防に努める。
- 登下校後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う等して接触感染対策を行う。
- 公共交通機関を利用するのみならず学内においても至近距離での会話を避け、大声を出さない。
- 徒歩圏内（自転車通学を含む）から通える学生については、登下校時の感染リスクは低いと考えられるが、マスク、手洗い等の基本的対策を行う。
- 休憩時間および昼食時等を利用して、手洗い、うがいを励行する。

4-2. 学内の行動について

- 3密（密閉、密集、密接）を回避する。
- マスク着用および手洗い励行。
- 必要以外の私語は慎む。
- 学内移動は階段で行う。
 - * 原則としてエレベーターは利用しない。

4-3. 休憩時間・昼食時の施設使用および制限について

- 休憩および昼食時は常時換気する。
- 上限を全座席に対して1/2とし、対面で食事や会話をしないようにする。
- 飲食時に使用する物品（机、いす等）は定期的に消毒する。
- 入退室の前後に手洗いをする。

4-3-1. 休憩・昼食時に使用可能な教室について

- 1年生： Aクラス（303 教室）、Bクラス（401 教室）
- 2年生： Aクラス（402 教室）、Bクラス（403 教室）

3年生：Aクラス（501教室）、Bクラス（502教室）

4年生：Aクラス（301教室）、Bクラス（302教室）

全学年：パーゴラ周辺（屋外）

- * 原則として、各授業間の休憩も割り当てられた教室で過ごすようにする。
- * 休憩時に教室が授業の場合、一部屋の人数が多い場合は別室へ移動する。

4-3-2. 休憩・昼食時に一時的な利用が可能な教室について

1階：学生控室

→ ポット、電子レンジ使用時のみ

ふくろう部屋、情報処理室、図書室

→ コピー、本の貸し出し等

4-3-3. 休憩・昼食時に使用禁止の教室について

1階：身体機能実験室、ADL室

2階：講堂

6階：体育館

- * 授業のみ使用可。

5. 大学再開前までに必要な物品等

- 石鹸、ハンドソープ → 全てのトイレ分
 - 界面活性剤含有洗剤 → 全ての教室分
 - 手指消毒用アルコール等 → 全てのトイレと教室分
 - 体温計 → 5個
 - アクリル板、ビニールカーテン等仕切ることが可能なもの
- * 上記の物品が入荷確定後、本冊子をホームページに掲載し学生に配布する。

6. その他

<施設利用時間について>

- 当分の間、19時までとします。

<ゴミについて>

- マスクに鼻水、唾液が付着しているものは、極力各自持ち帰るように努める。
- ゴミの収集を2回/1日にする。

<学内放送について>

- 1日に3回実施する（以下に各回の放送内容を示す）。

1回目：8時55分

「自宅で検温はしましたか、未実施の学生は事務局で検温してから授業に出席してください。学内では3つの密（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるとともに新しい生活様式（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）の実践を一人ひとりの基本的感染対策として心掛けましょう。」

2回目：12時25分

「昼食時は3つの密（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるとともに身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・消毒・清掃の実践を一人ひとりの基本的感染対策として心掛けましょう。ゴミは必ず袋に入れて密封してから捨てるか持ち帰るようにしてください。」

3回目：16時35分

「帰宅する際は、3つの密（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるとともに身体的距離の確保、マスクの着用、帰宅したあとは手洗い・消毒の実践を一人ひとりの基本的感染対策として心掛け、速やかに帰宅するようにしてください。なお、教職員に用事がある学生は用件が済み次第速やかに帰宅するようにしてください。」

<ポスター掲示について>

- 3密と新しい生活様式について（大学の主要な箇所に掲示する）

1階：正門、保安室前出入口、学生控室出入口

2階：講堂前出入口

- 手洗い、消毒について（大学の主要な箇所に掲示する）

すべての教室およびトイレの出入り口、各学年の掲示板

- 休憩・昼食時について（大学の主要な箇所に掲示する）

各学年（各階）の掲示板、学生控室、図書室、情報処理室、実習室等

- ゴミについて（ゴミ箱周辺に掲示する）

以上の対策を講じた上で大学再開に全力を尽くす。

連絡先 学校法人 行岡保健衛生学園 大阪行岡医療大学

567-0801 大阪府茨木市総持寺1丁目1番41号

Tel (072) 621 - 0881 FAX (072) 621 - 1233

URL:<http://www.yukioka.ac.jp>